

【意見】に係る措置・対応状況表

監査種別 令和6年度行政監査（令和7年3月6日報告）
 テーマ ふるさと納税業務に係る事務事業等について
 対象部局 全部局

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
1 市民税課	1 事業推進体制について 地方公共団体に対する寄附が所得税・住民税の所得控除として認められるようになり、さらに、自己負担額の2,000円を除いた全額（限度額あり）が所得税及び住民税から控除されるいわゆる特例控除の適用を経て、ふるさと納税制度は、納税者が希望する自治体への住民税の移転を実現するものとなった。 本市における事業推進体制については、ふるさと納税の制度開始当初、寄附があった後の税控除が主な事務であったことから、住民税の事務を所管する税務部市民税課において当該業務を担当するようになり、そのまま現在に至ったものと思われる。 しかしながら、現在、国民のふるさと納税への関心が高まる中、ふるさと納税の事務は、単なる「住民税の自治体間の移転」から自治体が国民に取組をアピールし、ふるさと納税を呼びかける言わば「自治体間のシティセールス競争」へと変容しており、国もこの自治体間競争が促進されることを求めている。 そのような状況の変化があることから、事業の推進にあたっては、返礼品の選定、企画、広報、税控除、寄附金の有効利用といった各役割の強みを持つ部局間との連携を軸に戦略を立て、オール郡山市で取り組む組織体制を構築すべきと考える。	措置 (完了)	（選ばれるまち推進課（旧：市民税課）） 令和8年4月1日付け組織改編において、これまで税務部市民税課で所管していた「ふるさと納税」事務を、文化スポーツ観光部観光政策課所管の「シティプロモーション」及び政策開発部未来創造課所管の「移住・定住」事務と併せて、政策開発部内に新設した「選ばれるまち推進課」へ移管したところであります。 上記3つの事業を一体的に取り組むことによって、ふるさと納税事務を効率的・効果的に推進するとともに、8月20日には、ふるさと納税の専門家を招聘し、庁内職員向けにふるさと納税を取り巻く現状や、各課事業における寄附推進のメリット等を共有する「ふるさと納税全庁推進体制構築セミナー」を開催するなど、同課の司令塔機能と実行機能により、全庁を挙げて戦略的に取り組んでおります。 令和8年8月31日 措置通知 市長

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
2 市民税課	2 返礼品について 本市においては返礼品の選定にあたり登録制をとっており、「こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者募集要項」を定めている。ウェブサイトにて協力事業者を募り、希望する事業者を受付けているが、新規の返礼品や協力事業者の開拓については、主にポータルサイトの中間事業者からの提案によるものとなっている。 寄附を寄せていただく方に対して、いかに魅力的な返礼品を用意するかについては、選ばれる返礼品や寄附者の傾向等の分析が有用と思われるが、返礼品の開拓は本市の潜在的なアピールポイントを掘り起こす機会となり、本市の認知度やブランド力の向上に結びつく可能性があるものと考ええる。 そのため、返礼品や協力事業者の開拓にあたっては、先に述べた「ふるさと納税を戦略的に取り組む組織体制」の下、農商工、文化、スポーツ、観光の分野に精通する部門の強みを生かし、市内の企業や生産者との協働により寄附者への返礼を「品」に限らず、地域での「体験」、「消費」の拡大に結び付く多面的な構成となるよう努められたい。 また、本市を含む17市町村では、こおりやま連携中枢都市圏を形成しており、人口減少、少子高齢社会の進展を見据え、圏域内の連携を図っていることから、共同で返礼品の開発を行うことも視野に入れ、先進事例に対する調査・研究を進められたい。	措置 (完了)	（選ばれるまち推進課（旧：市民税課）） 令和8年4月に新設した選ばれるまち推進課では、ふるさと納税返礼品の掘り起こしや新規開拓を進めるため、農商工部・文化スポーツ観光部等と連携し、市内企業・団体への訪問を積極的に行っており、令和8年6月には、新規体験型返礼品として、あさか野夏まつり花火大会の送迎付き特別観覧席を事業者とともに開発したほか、交通事業者や酒造会社等とも新たな体験型返礼品の開発に向けて協議を進めているところであり、今後も返礼品ラインアップの多面的な充実を図ってまいります。 また、令和8年7月に、他市を視察したところ、総務省の地場産品基準の厳格化や返礼品代支払の複雑性等により、他自治体との共同開発は現時点で行っていないとの結果が分かったほか、地場産品基準における付加価値（区域内での製造・加工等で過半の付加価値が生じること）の算出が非常に複雑であり、事業者や他自治体との調整に多大な時間と手間を要するため、他自治体との共同開発は現時点で難しいことから、当面は、市内での返礼品掘り起こしや新規開発に注力してまいります。 令和8年8月31日 措置通知 市長

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
3 市民税課	3 寄附金の使途（ふるさと納税を財源として実施する事業等）と公表について 寄附金の使途は寄附申込時に寄附者自らが希望する使途を選択できるようになっている。 本市においては、寄附金を選択された使途に対応する基金にそれぞれ積み立てているが、本市のウェブサイトにおいて、寄附金の使途は公表されていなかった。 寄附者の地方行政への関心と参加意識を高める上では、自身の寄附金がどのように使われたかを確認できるよう、ウェブサイトを始めとして各種SNS等の利用により、寄附金の使途を公開するべきであり、また、寄附金が充当された基金が取り崩され、実際の事業に充てられた場合も同様であると考ええる。 なお、市広報紙等により、市民に対して報告することについても、寄附者の本市を応援する想いや、寄附金が充てられて実施した事業についての理解を深めることにもつながると考える。	措置 (完了)	寄附金の使途に関する情報については、令和5年度分を郡山市ウェブサイトで令和7年3月19日に公表いたしました。なお、令和6年度分については、令和7年9月定例会での決算報告後に公表を予定しております。 今後においても、寄附者の地方行政への関心と参加意識を高めるため、ウェブサイトを始めとした各種SNS等を活用して、寄附金の使途を公開する取組を進めてまいります。 また、市広報紙を活用して寄附金の使途や、それによって実施された事業について報告することにより、寄附者の想いを市民にも広げ、寄附金の意義や重要性を共有していきたいと考えています。 令和7年8月29日 措置通知 市長